

みやき町監査委員告示 1 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和 7 年 5 月 23 日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和 7 年度随時監査（屋内公共施設）の実施結果報告書

(別紙)

随時監査（屋内公共施設）の実施結果報告書

第 1 監査の概要

1 随時監査の実施事由

本町には、行政庁舎や町立学校のほかに様々な用途の公共施設が多数ある。例年実施している定期監査では、これらへの立ち入り点検等を合わせて行う暇がないため、2年に1回、これに係る施設を対象にした随時監査を行うものである。

2 監査実施時期と対象施設名

5月12日 四季彩の丘みやき、B & G海洋センター、
市村清記念メディカルコミュニティセンター、
給食センター、こすもす館、北茂安保健センター、
児童館、しげやす児童クラブ、多世代交流センター

13日 中原保健センター、勤労青少年ホーム、中原体育館
中原武道館、働く婦人の家、風の館、図書館
教育委員会分室、ひまわり児童クラブ

16日 三根保健センター、持丸古民家、北茂安体育館
北茂安武道館、農村環境改善センター、三根体育館
ちくし児童クラブ、いずみ児童クラブ

3 監査の着眼点

今回監査対象の町立屋内施設は新町発足数年後から暫時計画的に新設又は改修整備されてきたところであるので、以下の2点に着目して監査を行った。

- ① これらの施設は、不特定多数の町民等が利用するところなので、安心して安全に利用できる設備機能が維持されているか。
- ② それぞれの施設は、その設置目的に沿い、適切な利活用がなされているか。

第2 監査の結果

今般対象の26の施設等は、教育委員会分室を除き、10年以上前から計画的に新設や大規模改修等がなされているところであり、設備等も概ね問題視すべきところはなかった。又、町民等の利活用面でも特に問題視すべき点は、見当たらず、全般的に良好な管理運営がなされていると認められた。

なお、教育委員会分室は老朽化のため文化財の作業室としての活用を取りやめ、文化財遺物の保管施設としての活用に限定している。今後不審者の侵入乱用等の可能性を考慮すると早期に解体すべきではないかと思われる。